

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例施行規則

平成 19 年 4 月 1 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例（昭和 44 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項はこの規則の定めるところによる。

(管理者が認める者)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に定める廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の許可を岸和田市又は貝塚市（以下「関係市」という。）から受けている者（以下「許可業者」という。）と同等以上の能力を有すると管理者が認める者（以下「管理者認定業者」という。）は、次の各号に適合する者とする。

- (1) 関係市内に事務所又は営業所を有し、自ら業務を実施する者
- (2) 法第 3 条に規定する事業者から委託を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 2 条に規定する者
- (3) 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者
- (4) 岸和田市貝塚市クリーンセンター（以下「当センター」という。）への搬入に当たり、規則第 2 条の 2 の基準を遵守できる者
- (5) 関係市及び岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「計画」という。）を熟知し、計画に沿った分別を遵守して当センターへの一般廃棄物の搬入ができる者
- (6) 臨時又は災害、その他必要に応じ、関係市の要請があれば協力することができる者
- (7) 当センターへの搬入に当たり、岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則（平成 19 年規則第 4 号）及び岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準（平成 24 年 11 月 1 日制定）を遵守し、自ら適正に搬入ができる者
- (8) 当センターへの搬入を的確に、かつ、継続して行うことができる能力を有する者

(条例第 2 条第 2 項関係申請)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定の適用を受けようとする者は、搬入業者登録申請書（様式第 1 号）により、管理者が別に定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 管理者認定業者からの前項の申請を管理者が認めたときは、条例第 2 条第 2 項に基づく搬入業者登録証（様式第 2 号）を交付するものとする。

(条例第 2 条第 2 項関係適用期間)

第 4 条 前条の規定による適用期間は、次のとおりとする。

- (1) 許可業者は、法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた期間とする。
- (2) 管理者認定業者は、適用の日から年度末までの日とする。

(条例第 2 条第 2 項関係登録の停止若しくは取消し)

第 5 条 許可業者が、法第 7 条の 3 及び法第 7 条の 4 の規定により、関係市より法第 7 条第 1 項

の規定による許可が、停止若しくは取消しをされた場合又は管理者認定業者が第2条各号の要件をひとつでも欠く事象が発生した場合には、条例第2条第2項の規定による適用を、停止若しくは取消しをするものとする。

(無価値物処分手数料減免)

第6条 関係市から排出される一般廃棄物(以下「家庭廃品等」という。)を再生目的で収集、処理する事業者等が、家庭廃品等を再生処理した後に発生した残渣(以下「無価値物」という。)を搬入する場合は、条例第4条に基づき、条例第2条第2項に規定する処分手数料を下回らない範囲で減額することができるものとし、減額する無価値物の重量は、1事業者1ヶ月あたり7トン以内とする。ただし、1ヶ月に搬入することができる無価値物の量は20トン以下とし、7トンを超える場合は、超える重量は条例第2条第1項の規定を適用する。

2 前項に規定する事業者等は、法第20条の2第1項の登録を受けた協同組合の構成員とする。

(第6条関係申請及び許可)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、無価値物に係る廃棄物処分手数料減額申請書(様式第3号)により、管理者が別に定める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は前項の申請を許可したときは、無価値物処分手数料減額許可証(様式第4号)を交付するものとする。

(第6条関係許可期間)

第8条 前条の許可に付する期間は、許可の日から年度末までの日とする。

(第6条関係許可の停止若しくは取消し)

第9条 大阪府再生事業者の登録に関する要綱(平成20年3月1日)第11条の規定により、登録が取消しされた場合は、第7条の許可の取消しをするものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月2日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。